



(公印省略)

環 保 第 3 7 6 号
令和 3 年 4 月 2 0 日

一般社団法人 大分県産業資源循環協会長 殿

大分県生活環境部環境保全課長

PRTR制度に基づく第1種指定化学物質等の排出量及び移動量の届出
について(依頼)

本県の環境保全行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、平成14年1月からPRTR制度が完全施行され、第1種指定化学物
質を取り扱う事業者等(以下、「届出対象事業者」という。)は、事業所毎に前年
度の届出対象物質の排出量及び移動量を取りまとめ、都道府県知事を経由して、
主務大臣への届出を行うことが義務づけられています。また、平成25年5月
の水質汚濁防止法施行令の改正に伴い、下水道終末処理施設、一般廃棄物処理
施設及び産業廃棄物処理施設が設置されている事業所については、1、4-ジオキ
サンの報告が追加されています。

つきましては、貴団体会員が届出対象事業者である場合は、令和3年6月3
0日(水)までに当課あて届け出るよう御周知ください。

また、「PRTR届出の手引」については下記の(独)製品評価技術基盤機構
のホームページから閲覧することができます。

なお、令和2年度に届出をした事業者については、別途通知文書を送付して
いる旨を申し添えます。

記

「PRTR届出の手引き」については、下記のアドレスをご参照ください。
(<http://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtrtebiki.html>)

(担当)
大気保全班 河野
TEL : 097-506-3114
FAX : 097-506-1747